企画競争実施の公示

令和4年7月22日

近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長

冠 雅之

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1)業務名 淀川ダム統合管理事務所広報支援業務
- (2)業務内容 淀川ダム統合管理事務所が行う事業全般に関する広報活動の支援を行うものである。
- (3)履行期限 令和5年2月28日
- 2. 企画競争参加資格要件
- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務等について、平成24年度以降に完了した業務(再委託による 業務実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

同種業務:河川又はダム事業に伴う広報活動の支援を行った業務

類似業務:公共事業に伴う広報活動の支援を行った業務

(5) 配置予定技術者(以下、「主任技術者」という。)については、下記に示される同種又は類似業務について、平成24年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

同種業務:河川又はダム事業に伴う広報活動の支援を行った業務

類似業務:公共事業に伴う広報活動の支援を行った業務

- (6) 淀川ダム統合管理事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経

理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官(経理)、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和4年3月31日付け公示」という。)に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。)でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町10-1

近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所 総務課

電話 0 7 2 - 8 5 6 - 3 1 3 1 Mail kkr-kyaku-yodoto@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間:令和4年7月22日(金)から令和4年8月8日(月)までの土曜日、日曜日、祝日 及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで(電子メールによる、説明書交付 申請書(別紙)の提出期限は交付期間最終日の12時00分まで)。

場所: 3. (1)に同じ。

方法:電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書(別紙)を添付し提出すること(着信を確認すること)。 また、電子メールの件名に「淀川ダム統合管理事務所広報支援業務」を記載すること。 上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送(着払)による交付 を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限:令和4年8月8日(月)12時00分

場所: 3. (1)に同じ。

方法: 電子メールに企画提案書を添付し提出すること(電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること)。また、電子メールの件名に「淀川ダム統合管理事務所広報支援業務」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合、特定又は非特定通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、 簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、企画提案書と併せて持参、郵送(書 留郵便に限る)又は信書便により提出すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

説明書交付申請書 (兼:受領書)

下記件名の説明書を ※資料の交付を申請	, ,	紙を〈kkr-k	yaku-yodot	o@mlit.go.jp>	までメールで
<u>送</u> 付してください					
件 名:淀」	ダム統合管理事	事務所広報支	反援業務		
<u>会 社 名:</u>					
担当者氏名:					
電話番号:					
<u>メールアドレス:</u>					
※メールにて交付 「その旨メールを 「本紙に受領年月	ご返信いただく	か」または	返信くださ	(
受領年月日	令和	年	月	日	

淀川ダム統合管理事務所長 冠 雅之 宛

近畿地方整備局